

公立大学法人金沢美術工芸大学人を対象とする研究に関する倫理審査規程

令和2年12月10日

規程第108号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）における、人を対象とする研究を行う際の、計画立案、実施、発表並びにデータの保管について、遵守すべき基本的倫理事項を示すとともに、その倫理的遂行を確保するための事項について定めたものである。

(研究者の定義)

第2条 この規程において、「研究者」とは本学の専任教員に限らず、本学において研究活動に従事する者すべてを含む。大学院学生（研究生を含む）・学部学生についても、研究に関わる際には「研究者」に準ずる者とみなす。なお、大学院学生・学部学生の研究活動については指導教員が指導・監督の責任を負うこととする。

(研究倫理)

第3条 研究者は個人の尊厳及び人権の尊重、並びに個人情報の保護に留意し、科学的かつ社会的に妥当な方法により、研究を遂行する義務を負う。

2 研究者は法令に従うとともに、「公立大学法人金沢美術工芸大学研究倫理規程」（以下「研究倫理規程」という。）を含む本学諸規程、所属する学会・団体の倫理基準等を遵守しなければならない。学外交流による研究については、本学諸規程に従うとともに、当該の学外機関における倫理基準等にも配慮しなければならない。

(研究者の説明責任)

第4条 研究者は、研究の目的・意義及び方法の妥当性を社会的に説明できなければならない。

(研究対象者への説明等)

第5条 研究者は、個人の情報・データ収集にあたり、研究対象者に対して、研究の目的・意義及び方法について可能な限り事前に分かりやすく説明し、承諾を得なければならない。

2 研究の性格上、研究の目的・意義又は方法を事前に説明できない場合は、事後に研究対象者の承諾が得られる形で研究計画を立案し、実際に事後説明を行って承諾を得る必要がある。また、研究対象者に何らかの身体的・精神的苦痛が伴う場合は、適当な処置（事後のカウンセリング等を含む）により、それを除去しなければならない。

3 研究対象者に説明を理解する能力がない場合には、保護者・後見人など社会的に研究対象者の代理人として認められる人物の承諾を必要とする。

4 承諾の形式は、原則として文書とし、研究者はその記録を適切な期間保管しなければならない。

(個人情報・データの保護及び管理)

第6条 研究者が、個人の情報・データを収集する場合は、当該情報・データの取扱い及び発表方法について、あらかじめ研究対象者の承諾を得なければならない。ただし、公共の場所での介入を行わない一般的観察についてはこの限りではない。

2 研究者は、研究対象者から当該個人の情報・データの開示を求められた場合には、研究に支障がない限りにおいてこれを開示しなければならない。

3 研究対象者が個人の情報・データの保管に関する承諾を撤回した場合には、当該情報・データを廃棄しなければならない。

(第三者との契約)

第7条 研究者が第三者に委託して個人の情報・データを収集する場合は、この規程の趣旨に沿って文書にて契約を交わさなければならない。

(個人情報取扱いの遵守義務)

第8条 個人情報の取扱いに関しては、本学の「公立大学法人金沢美術工芸大学保有個人情報の保護に関する規程」並びに「公立大学法人金沢美術工芸大学情報セキュリティに関する規程」を遵守しなければならない。

(人を対象とする研究倫理委員会)

第9条 人を対象とする研究の倫理的遂行を確保するため、人を対象とする研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育研究センターを担当する教育研究審議会委員
- (2) 社会共創センターを担当する教育研究審議会委員
- (3) 教育研究センター長
- (4) 社会共創センター長
- (5) 学長が指名する教職員等 若干名

(委員長)

第11条 委員会の委員長は、教育研究センターを担当する教育研究審議会委員が務める。

(任期)

第12条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第13条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。委員長に支障ある場合は、委員の中から委員長が議長を指名する。

2 委員会は委員の3分の2以上の出席で成立し、議事の採決は委員の過半数による。可否同数の場合は、議長が決する。

3 委員個人に関する倫理的問題については、当該委員は議事に参加できない。ただし、委員会の承認を得て、出席し、発言することはできる。

4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ説明又は意見を聴取することができる。

(審査事項)

第14条 委員会は、次の各号に掲げる事項について規程に基づき審査又は確認を行い、これらの事項に関して教育研究審議会に諮らなければならない。

- (1) 倫理審査申請等に基づく、研究の実施の可否に関すること
- (2) 倫理審査申請書等の変更等に関すること
- (3) その他、人を対象とする研究に関わる事項

(申請基準)

第15条 本学において、人を対象とする研究を行う研究者（以下「申請者」という。）は、その計画立案及び実施に関して、次の各号の一に該当する場合、研究実施に先立ち、委員会に審査を

申請しなければならない。研究開始後の申請（遡及申請）はできない。

- (1) 休憩時間を除き 1 日 8 時間以上、研究対象者を拘束する研究を行う場合
 - (2) 休憩時間を除き 1 週間にについて 40 時間以上、研究対象者を拘束する研究を行う場合
 - (3) 研究対象者の拘束時間が 1 日 6 時間を超える研究において 45 分以上、8 時間を超える研究において 1 時間以上の休憩時間を拘束時間の途中に設定することが困難な場合
 - (4) 1 週間に以上にわたる研究で、研究対象者に毎週 1 回以上の休日を設定することが困難な場合
 - (5) 同一の研究対象者に対して 3 カ月以上にわたり継続的に調査・実験研究を行う場合
 - (6) 研究対象者に強い不快感を与える器具を装着する研究を行う場合
 - (7) 研究対象者の精神及び身体への強い影響が懸念される研究を行う場合
 - (8) 研究の目的・意義又は方法を研究対象者に事前に説明できないか、又は偽りの説明をせざるを得ない研究であって、事後に研究対象者の承諾が得られるかどうか判断が困難な場合
 - (9) その他、申請者が、研究の計画立案及び実施が倫理的な問題に関わると考える場合
- 2 申請者は、前項の各号の一に該当しない場合であっても、研究の計画立案及び実施に関して、申請者の任意により審査（任意審査）を申請することができる。なお、委員会の審査を経ずに実施した研究に関して、学術雑誌への掲載に伴う審査等、研究成果の公表準備段階で委員会での承認の有無についての報告が求められた場合、申請者は、当該研究が任意審査の対象であり、事前審査を経ずに研究を実施して問題のない研究であった旨の審査を申請することができる。

(申請方法)

第 16 条 第 15 条の第 1 項に該当する場合又は第 2 項により審査を希望する場合は、様式 1 及び審査に必要な資料を提出し、審査を受けなければならない。

- 2 大学院学生は、指導教員の承認を受け、実施者本人が申請することとする。なお、本学以外の機関において本務として研究活動に従事している者は、原則として本学において審査を申請することができない。
- 3 学部学生は、指導教員が申請することとする。
- 4 審査を希望する者及びその指導教員は、委員会が指定する研究倫理教育を受講しなければならない。

(審査方法)

第 17 条 委員会は、申請者より提出された書類一式をもとに、研究倫理規程に従い審査する。

- 2 委員長又は審査にあたる委員の過半数が必要であると認めた場合には、委員会は申請者に追加資料の提出を求めることができる。
- 3 審査は委員長及び審査にあたる委員全員の合意によるものとする。合意が得られない場合は多数決によるものとし、可否同数のときは委員長が決するものとする。
- 4 審査結果の内容は次のとおりとする。
 - (1) 承認（研究を承認する）
 - (2) 不承認（研究を承認しない）
 - (3) 非該当（倫理審査の対象外である）
- 5 当該申請が第 15 条第 2 項に該当する場合の審査結果の内容は次のとおりとする。
 - (1) 承認（任意審査に該当する研究であり、研究を承認する）
 - (2) 不承認（任意審査に該当する研究であるが、研究を承認できない）

(3) 非該当（倫理審査の対象外である）

(審査の決定)

第 18 条 委員長は、審査結果を様式 2 により教育研究審議会に報告する。

2 学長は委員会の報告を受けて、教育研究審議会で審議するとともに、その結果を様式 3 に基づき申請者に通知する。

(再審査の申出)

第 19 条 審査結果に異議のある申請者は、異議の根拠を明示して、再審査を申し出ることができる。

(申請事項の変更)

第 20 条 申請者は申請事項に変更がある場合、その変更について様式 4 を提出の上、委員会の承認を得なければならない。

(研究の報告又は指導助言、変更・中止命令)

第 21 条 委員会は、必要に応じて研究者に対し、人を対象とする研究に関して報告を求め又は指導助言することができる。また、承認した研究計画に違反して研究が行われていると認めた場合は、研究者に対し、研究計画の変更もしくは研究の中止を命じることができる。

(秘密の遵守)

第 22 条 委員は、その職務に基づき知り得た秘密、特に個人のプライバシーに関する事項について、これを遵守しなければならない。

(申請者の除籍)

第 23 条 承認された研究の申請者（研究責任者）が本学を除籍となった場合、当該研究の承認は当該日をもって失効する。

2 承認された研究の申請者（研究責任者）が本学を除籍となり、当該研究を他の者が引き継ぐ場合、当該申請者（研究責任者）の在籍中にその後継者が変更申請を行い、委員会の承認を得なくてはならない。

3 大学院学生が申請者（研究責任者）となっている承認された研究の指導教員が退職する場合は、指導教員の退職前に、指導教員の変更申請をし、委員会の承認を得なくてはならない。

(主管部課)

第 24 条 この規程に関する事務は事務局が行う。

(規程の改廃)

第 25 条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、令和 2 年 12 月 10 日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する委員の任期は、第 12 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(様式 1 - 1)

年 月 日

(あて先) 金沢美術工芸大学 学長

研究責任者（教員、大学院学生に限る）

所属

職名

氏名

印

研究倫理審査申請書

下記により実施したいので、実施計画書を添えて申請します。

記

1 課題名

2 研究分担者

(所 属) (職名・学年) (氏 名)

3 実施施設名・管理者の許可の有無

(実施施設名・管理者確認：自筆署名又は記名押印)

○○長 ○○○○ 印 又は 自署

事務局使用欄	受付年月日	年 月 日
	申請受付番号	
	審査結果通知日	年 月 日

(様式 1－2)

実 施 計 画 書

1 課題名

2 研究等の概要（目的、当該分野の研究状況、学会等の見解及び申請研究内容等を明記し、具体的な実施計画は、別記すること）

3 研究実施期間（原則として2年とし、最長5年を上限とする。2年を超える場合は理由を付記すること。）

研究倫理委員会承認後 ～ 年 月 日

4 研究実施場所（研究室名、部屋番号などまで具体的に記載すること）

5 研究における倫理的配慮

(1) 研究の対象となる個人の人権擁護（プライバシーの保護、個人情報の管理・保管・破棄の具体的方法を記入すること）

(2) 研究の対象となる個人に理解を求め同意を得る方法（説明の具体的な内容・同意取得の具体的手順を記し、書面の写等も添付すること）

(3) 研究によって生ずる個人への不利益及び危険性に対する配慮（具体的に記入すること）

(4) 費用の出所

(5) 研究倫理教育の受講状況

(6) その他（材料・機器等の提供等）

6 他の申請者が申請書作成を行う際の参考として、この申請書および添付資料を当該申請者に供することに承諾される場合は印をつけてください。

閲覧のみ承諾

複写も承諾

(様式2)

年 月 日

(あて先) 金沢美術工芸大学 学長

人を対象とする研究倫理委員会

研究倫理審査結果報告書

年 月 日に研究倫理審査申請を受け付けました研究について、人を対象とする研究倫理委員会で審査した結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 課題名

2. 研究者及び研究分担者 :

3. 審査結果 : 。

(様式3)

年　月　日

(あて先)

金沢美術工芸大学 学長

(公 印 省 略)

研究倫理審査結果通知書

年　月　日に研究倫理審査申請を受け付けました研究について、審査した結果を次のとおりお知らせいたします。

記

1. 課題名

2. 研究者及び研究分担者 :

3. 審査結果 :

(様式4)

年 月 日

(あて先) 金沢美術工芸大学 学長

研究責任者（教員、大学院学生に限る）

所 属

職 名

氏 名

印

承認済研究の計画変更等申請書

年 月 日付で承認された研究（承認番号： ）について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 課題名

2 計画の変更・中止の別（どちらかにチェックしてください）

変 更 中 止

3 計画の変更・中止の内容及び理由

事務局使用欄	受付年月日	年 月 日
--------	-------	-------